

○小田原市エネルギー計画推進会議開催要綱

(平成27年5月13日)

小田原市エネルギー計画推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 小田原市エネルギー計画を効果的に推進するための取組等について、市民、学識経験者及び関係者の意見を聴取するため、小田原市エネルギー計画推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号）第7条第1項に規定するエネルギー計画に基づき、小田原市が取り組む各施策についての助言、意見又は提案
- (2) 市民及び事業者の取組を推進するための方策についての提案
- (3) 関係機関との連携及び協力についての提案

(構成員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業関係者
- (3) エネルギーに関わる事業者
- (4) 教育に関わる者
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者から選任する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、市長が招集する。

- 2 構成員は、やむを得ない事由により会議を欠席する場合は、その構成員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。
- (関係者の出席)

第6条 市長は、推進会議が必要と認めるときは、その会議に議事に關係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(傍聴)

第7条 推進会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合であって、会議を公開しないときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 推進会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、環境部エネルギー政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。